

仕 様 書

1 業務名

令和4年度（2022年度）熊本市上下水道局職員定期健康診断等業務委託

2 業務の目的

熊本市上下水道局職員定期健康診断等は、職員の安全と健康の確保を第一の目的とし、具体的には、職員の職業性疾患や作業関連疾患を予防すること、職員の健康障害が原因となる災害の発生や感染症などの疾病の拡大防止、職員の疾病の早期発見と早期治療による疾病休業の減少及び職員の健康保持を図ることを目的とする。

3 履行場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号 熊本市上下水道局（以下「本局」という。）ほか（別紙1指定場所のとおり）

4 履行期間

契約日～令和5年（2023年）3月31日

5 定期健康診断

（1）定期健康診断（以下「定期健診」という。）項目

問診（※1）、身長、体重、肥満度、腹囲、BMI、検尿（糖・蛋白・潜血）、視力、聴力、血圧、便潜血（1日法）、血液一般（Hb・Ht・RBC・WBC）、肝機能（AST（GOT）・ALT（GPT）・ALP・ γ -GTP・T-P・T-B・ALB・A/G比）、腎機能（尿素窒素・クレアチニン・eGFR）・尿酸、血糖検査、脂質代謝（LDLコレステロール・HDLコレステロール・トリグリセリド）、安静心電図、内科診察、眼底（※2）、事後指導（必要者のみ）

（※1）「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査の問診項目は、網羅すること。

（※2）両眼を40歳以上の必要者のみに対して実施する。

（2）胸部レントゲン検査

原則として、定期健診の受診者には、胸部レントゲンデジタル撮影を行うものとする。

（3）期間及び場所

実施時期については、新型コロナの感染動向によって変更することがある。

ア 7月～8月中旬

- ・午前と午後をあわせて1枠とし、原則として本局4枠、出先（別紙1指定場所）1枠の計5枠準備すること。
- ・受付時間は、8時30分～11時、13時～15時を基本とし、できるだけ火曜日から金曜日を連続して組むこと。
- ・場所及び受付時間等の設定については、本局職員と打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。

- ・受付業務は、受託者にて行うものとする。
 - ・受託者側にて健診会場のパーティションを準備すること。
- イ 1月下旬～2月上旬
- ・受託者の熊本市内の施設にて実施することとし、対象者数に応じて実施日数を調整するものとする。(日数1日、人数約5人を目安とする。)
 - ・受付時間は、8時30分～11時、13時～15時を基本とし本局職員と打ち合わせのうえ決定すること。
- (4) 問診票の記載及び納品等
- 問診票及び容器(尿・便)については、受託者にて準備することとし、定期健診の単価に含めること。また、問診票には、各健診等の「検査の注意事項」を記載することとし、受診者の住所、当日の体温を記入する欄を設けるとともにその目的を説明すること。
- ア 問診票には、本局が電子媒体により提供する次の情報を反映させることとする。
- (ア) 職員情報及び非常勤職員情報
- 項目：職員番号、職員氏名、生年月日、所属課名、所属課コード、性別、保険証記号、保険証番号、保険者番号等
- (イ) 所属コード一覧
- 項目：所属課名、所属課コード
- (ウ) 特殊健診等対象者一覧
- 項目：所属課名、職員番号、職員氏名
- ※特殊健診等対象者一覧は、次の検診項目毎に提供する。
- a) 過去にアスベストに関する業務に従事した可能性のある者
 - b) HbA1c検査
 - c) 有機溶剤健診、尿中代謝物検査(N・N-ジメチルホルムアミド、ノルマルヘキサン、トルエン)
 - d) 特定化学物質健診(肝機能検査(AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GTP、ALP、総ビリルビン))、握力検査
 - e) C型肝炎ウイルス検査
- イ 問診票及び容器(尿・便)の納品について
- 納品時期及び納品先については、本局職員と打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。

6 定期健診二次検査

(1) 腹部超音波検査

ア 対象者

別紙2「腹部超音波検査対象基準」に基づき本局が選定した者

イ 実施期間等

原則として12月上旬～中旬の間に健診車1台、2日間(延べ2台)を基本とし、対象者数に応じて日数及び健診車の台数を増減すること。

実施時期については、新型コロナウイルスの感染動向によって変更することがある。

- ウ 実施場所
本局ほか（別紙1で指定する場所）
- エ 検査内容
検査箇所は、肝臓、胆のう、膵臓、腎臓、脾臓、胆管、大動脈等とする。
- オ 結果報告
「9 各種健診結果の報告・提出」のうち、「(1) エ 健康診断結果報告書」を除いたものを報告すること。「(1) オ 健診報告書」は、検査結果ファイルフォーマットの健診コード「02 腹部超音波検査」で報告すること。
- (2) 胸部CT検査
- ア 対象者
過去にアスベストに関する業務に従事した可能性のある者のうち、精密検査を要する者（以下「要精検者」という。）
- イ 実施場所
熊本市内の受託健診機関施設内で実施すること。
- ウ 実施方法
健診結果個人票に胸部CT検査勧奨の通知を同封し、本人と受診日の調整を行ったうえで、ヘリカルCT検査を実施するものとする。また、対象者情報は精密検査対象者一覧で提出すること。
- エ 結果報告
結果は受託健診機関が対象者に説明を行い、画像を渡し受診勧奨を行うこと。勧奨通知は、本局職員と事前に協議を行うこと。
「健診結果一覧表」（紙）及び健診報告書を本局に報告すること。「健診報告書」は検査結果ファイルフォーマットの健診コード「03 胸部X線検査（二次検査）」で報告すること。また、12月末までに、胸部CT検査受診状況の中間報告、年度末までに最終報告を行うこと。

7 定期健診事後指導について

- (1) 事後指導対象者
別紙2「事後指導対象基準」に基づき抽出された者及びその他事後指導が必要と思われる者。
- (2) 内容及び期間
- ア 9月中旬～10月中旬
実施時期については、新型コロナの感染動向によって変更することがある。
- ・会場は、本局と別紙1指定場所あわせて6枠とし、該当者数に応じて日数を増減すること。
 - ・「1枠」の実施人数は20名程度とし、午前午後をあわせて1枠とする。また、事後指導に伴う生活指導・栄養指導は、1枠ごとに保健師又は管理栄養士を1名以上配置すること。
 - ・「6枠」については、延べとし、実日数やスタッフ数については本局職員と打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。
- 〔例〕スタッフ2人×3枠、計6枠

- ・事後指導の時間は、9時～16時を基本とする。
- ・場所及び受付時間等の詳細については、本局職員と打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。
- イ 対象者及び実施方法等については、事後指導実施前に本局職員と打ち合わせを行うこと。
- ウ 事後指導の全日程終了後には、電子媒体により、本局指定のフォーマットで結果の報告を行うこと。
また、受付名簿に出欠のチェックを行い、紙での報告を行うこと。その際入力項目は、実施の有無、実施日、実施内容及び受診勧奨の有無とする。

8 各種検査等

- (1) C型肝炎ウイルス検査
 - ア 対象者
当該検査項目の対象者等一覧に記載のある者
 - イ 検査内容
HCV抗体検査（CLIA、CLEIA法）
 - ウ 実施時期・内容
本検査は、職員の定期健診の採血血液にて検査を行うこと。問診票にて希望する職員に実施すること。ただし、希望しない者も含めて本人の署名をとること。
- (2) HbA1c検査
 - ア 対象者
当該年度末年齢が40歳以上の職員及び40歳以上の会計年度任用職員
 - イ 実施内容
本検査は、職員の定期健診の採血血液にて検査を行うこと。
- (3) 喀痰検査
 - ア 対象者
健診の結果、医師が必要と認める者に対し実施すること。
 - イ 実施内容
喀痰細胞診検査を行う。名簿・問診・検査セットを納品し、回収のうえ検査を行うこと。
- (4) 破傷風予防接種
 - ア 実施期間
打ち合わせのうえ決定した期間に、毎週2日ずつ実施すること。
 - イ 実施場所・時間
受託者の熊本市内の施設にて実施すること。
*受付時間は、15時30分～16時30分を基本とする。
 - ウ 実施内容
本局からの予防接種者一覧表により、対象者に破傷風ワクチンの接種を行うものとする。

- エ 結果報告
月ごとの予防接種実施報告書（電子）を本局へ提出すること。報告書には、所属課・氏名・接種日を記載すること。
- (5) 深夜業務従事者健康診断
 - ア 対象者及び実施内容
本局からの深夜業務従事者健康診断対象者一覧表により、医師を帯同して診察すること。
 - イ 実施時期・期間
2月中に5日間程度で実施すること。
 - ウ 実施場所
受託者の熊本市内の施設
 - エ 検査内容
問診、血圧、身長、体重、肥満度、腹囲（35歳及び40歳以上）、BMI、視力、聴力、尿検査（蛋白・糖）、血液一般（HB・RBC）、血糖検査、肝機能（AST・ALT・ γ -GTP）、脂質代謝（LDLコレステロール・HDLコレステロール・トリグリセライド）、心電図、内科診察
 - オ 結果報告
「9 各種健診結果の報告・提出」により行うこと。
- (6) 有機溶剤健康診断
 - ア 対象者及び実施内容
特殊健診等対象者一覧に当該検査項目のある者について、医師を帯同して診察すること。
 - イ 検査対象薬剤
ノルマルヘキサン、トルエン、N・N-ジメチルホルムアミド、アセトン、酢酸エチル、メタノール、イソプロピルアルコール
 - ウ 実施時期
〔1回目〕 定期健診の際に実施すること。
〔2回目〕 2月中に実施すること。
 - エ 実施場所
〔1回目〕 定期健診と同じ。
〔2回目〕 受託者の熊本市内の施設。
 - オ 検査内容
問診、内科診察
 - カ 結果報告
「9 各種健診結果の報告・提出」のうち、「(1) ウ 健診結果統計表」を除いたものを報告すること。
〔1回目〕の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うこととする。
健診後、「有機溶剤等健康診断個人票」として提出すること。
- (7) 有機溶剤尿中代謝物検査（使用有機溶剤：ノルマルヘキサン）
 - ア 対象者

特殊健診等対象者一覧に、当該検査項目のある者

イ 実施時期

〔1回目〕定期健診の際に実施すること。

〔2回目〕2月中に、8（6）有機溶剤健康診断と同時に実施すること。

ウ 検査内容

尿中2，5－ヘキサレンジオンの量の検査

エ 実施内容

診察は、医師を帯同し診察すること。

オ 結果報告

8（6）有機溶剤健康診断に含めて報告すること。

〔1回目〕の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うこととする。

(8) 有機溶剤尿中代謝物検査（使用有機溶剤：トルエン）

ア 対象者

特殊健診等対象者一覧に、当該検査項目のある者

イ 実施時期

〔1回目〕定期健診の際に実施すること。

〔2回目〕2月中に、8（6）有機溶剤健康診断と同時に実施すること。

ウ 検査内容

尿中の馬尿酸の量の検査

エ 実施内容

診察は、医師を帯同し診察すること。

オ 結果報告

8（6）有機溶剤健康診断に含めて報告すること。

〔1回目〕の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うこととする。

(9) 有機溶剤尿中代謝物検査（使用有機溶剤：N・N－ジメチルホルムアミド）

ア 対象者

特殊健診等対象者一覧に、当該検査項目のある者

イ 実施時期

〔1回目〕定期健診の際に実施すること。

〔2回目〕2月中に、8（6）有機溶剤健康診断と同時に実施すること。

ウ 検査内容

尿中のN－メチルホルムアミドの量の検査

エ 実施内容

診察は、医師を帯同し診察すること。

オ 結果報告

8（6）有機溶剤健康診断に含めて報告すること。

〔1回目〕の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うこととする。

(10) 特定化学物質健康診断

ア 対象者及び実施内容

特殊健診等対象者一覧に当該検査項目のある者について、医師を帯同して診察する

こと。

イ 検査対象薬剤

ジクロロメタン、コバルト及びその無機化合物

ウ 実施時期

〔1回目〕定期健診の際に実施すること。

〔2回目〕2月中に実施すること。

エ 実施場所

〔1回目〕定期健診と同じ。

〔2回目〕受託者の熊本市内の施設。

オ 検査内容

問診、内科診察、肝機能（AST（GOT）・ALT（GPT）・ γ -GTP、ALP）、総ビリルビン

カ 結果報告

結果報告は、「9 各種健診結果の報告・報告」のうち、「(1) ウ 健診結果統計表」を除いたものを報告すること。

〔1回目〕の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うこととする。

健診後、「特定化学物質健康診断個人票」として提出すること。

(11) 特定化学物質握力検査

ア 対象者及び実施内容

特殊健診等対象者一覧に当該検査項目のある者について、医師を帯同して診察すること。

イ 検査対象薬剤

マンガン及びその化合物

ウ 実施時期

〔1回目〕定期健診の際に実施すること。

〔2回目〕2月中に実施すること。

エ 実施場所

〔1回目〕定期健診と同じ。

〔2回目〕受託者の熊本市内の施設。

オ 検査内容

握力の測定

カ 結果報告

結果報告は、「9 各種健診結果の報告・報告」のうち、「(1) ウ 健診結果統計表」を除いたものを報告すること。

〔1回目〕の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うこととする。

健診後、「特定化学物質健康診断個人票」として提出すること。

(12) 風しん抗体検査

ア 対象者

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）の改正による風しんに係る定期の予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第4項の定期の予防接種

をいう。)の対象職員については、クーポン券の提示があった者。

- イ 検査内容
風しん抗体検査 (E I A法)
 - ウ 実施時期・内容
本検査は、職員の定期健診時の採血血液にて検査を行うこと。
 - エ 結果報告
受診者に対しては、十分な量の風しんの抗体有無が分かるよう、結果票にて報告すること。
- (13) 石綿健診
- ア 対象者
当該項目の対象者一覧に記載のある者。
 - イ 検査内容
過去にアスベストに関する業務に従事した可能性のある者に対し、6か月以内ごとの検診 (2回) として、胸部レントゲンデジタル撮影及び内科診察を行うものとする。
 - ウ その他
実施場所、実施日等については本局職員と打ち合わせのうえ決定すること。

9 各種健診結果の報告・提出

- (1) 「5 定期健康診断」、「6 定期健診二次検査」及び「8 各種検査等」(以下これらを「各種健診」という。)の報告については、受診日から概ね1ヶ月以内に次のとおり報告するものとする。また、判定基準表及び紹介者管理基準表について事前に一覧表 (紙又は電子媒体) にて提出すること。
- ア 健診結果個人票
紙にて個人ごと封詰めし、封筒の表から所属・氏名が確認できること。さらに個人票を所属課ごとに封筒に入れ、所属課及び所属コード入りで「親展・所属長」の表記を行い、本局が作成する通知を1部封入し提出すること。
 - イ 健診結果一覧表
受診日、氏名、職員番号、年齢、性別、判定、総合判定、所見等の項目を、受診日かつ受診番号順に一覧表として提出すること。(紙又は電子媒体)
 - ウ 健診結果統計表
検査項目毎に、職員、非常勤職員に分類して報告すること。なお、本局がその他の分類による報告を求めた場合には、応じること。(男女別10歳きざみ年代別等)
 - エ 健康診断結果報告書
労働基準監督署報告分として、指定項目について紙で報告すること。
 - オ 健診報告書
本局の指定する様式の電子媒体 (別冊「検査結果ファイルフォーマット」による) にて報告すること。
 - カ 紹介者管理台帳
要精検者で紹介状が同封してある者の一覧 (電子媒体にて報告)。健診受診日、所属、職員番号、氏名、生年月日、紹介理由、判定、所見 (指示・診断名) 等を表記するこ

と。また、報告時期については、次のとおりとする。

[報告時期]

* 1回目・・・9月末までに定期健康診断結果すべてを一括して報告すること。

* 随時・・・各種健診について、受診日から概ね1ヶ月以内に報告を行うこと。

* 年度・・・年度末までに直近の状況について報告すること。

[留意点]

* 要精検者については、紹介状通知後、概ね2ヶ月を経過しても医療機関未受診の場合は、受診勧奨を行うこと。また、12月初めまでに精密検査受診状況の報告を行うこと。

* 受診勧奨の方法は、個人通知とし、問診票に記入した住所に送付すること。問診票に住所の記入を拒む者の通知については、本局へ送付すること。その際、所属課名は必ず記載すること。

(2) 個人結果報告は、特に指示する場合を除き、健診の結果に含めて行うこと。また、「9(1)オ 健診報告書」は、各検査結果ファイルフォーマットの健診コードにより報告すること。その際の健診コードは、次のとおりとする。

- ・ C型肝炎ウイルス検査 「01 定期健康診断」
- ・ HbA1c 検査 「01 定期健康診断」
- ・ 喀痰検査 「01 定期健康診断」
- ・ 深夜業務従事者健康診断 「09 深夜業務職員健診」
- ・ 有機溶剤健康診断 「11 有機溶剤取扱健診」
- ・ 有機溶剤尿中代謝物検査 (使用有機溶剤：ノルマルヘキサン)
「11 有機溶剤取扱健診」
- ・ 有機溶剤尿中代謝物検査 (使用有機溶剤：トルエン)
「11 有機溶剤取扱健診」
- ・ 有機溶剤尿中代謝物検査 (使用有機溶剤：N・N-ジメチルホルムアミド)
「11 有機溶剤取扱健診」
- ・ 特定化学物質健康診断 (使用特定化学物質：ジクロロメタン)
「11 有機溶剤取扱健診」
- ・ 特定化学物質肝機能検査 (使用特定化学物質：マンガン及びその化合物)
「11 有機溶剤取扱健診」

(3) 健診においては、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを収録した電子媒体についても報告すること。ただし、報告方法については、受託者が『令和4年度(2022年度)熊本市職員定期健康診断等業務委託』と同じ場合は、「熊本市、熊本県市町村職員共済組合及び受託者の間で結ばれた協定書」及び「熊本市、全国健康保険協会熊本支部及び受託者との間で結ばれた協定書」によるものとする。

[厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを収録した電子媒体]

ア 対象者・・・年度末年齢が40歳以上の者。

イ 健診項目・・・特定健診項目に限る。

(4) 血糖の検査結果については、食後10時間未満は随時血糖、食後10時間以上は空腹時血糖として区分すること。健診結果個人票においては、区分がわかるように表記す

ること。

- (5) 胸部レントゲン検査及びその他の項目において、検査の結果、特に急を要する者については、本局職員に連絡し指示を仰ぐこと。
- (6) その他
 - ア 定期健診に伴う診察は、医師を帯同し診察すること。
 - イ 特殊健診「過去にアスベストに関する業務に従事した可能性のある者」の対象者については、専用の問診票によるチェック表を持参するので、回収し、判定の上健診結果と一緒に提出すること。

1 0 各種健診に関するその他の事項

- (1) 統計資料の作成
 - 受診日別の受診者数一覧（所属課ごとの集計）の他、定期健診に関する資料の提供を本局が求めた場合は、その指示に従い作成し納品すること。
- (2) 各種健診に係る問診票や容器(尿・便)等については、受託者にて準備することとし、各種健診区分毎の単価に含めること。問診票には、各種健診の「検査の注意事項」を記載すること。
- (3) 各種健診の受付業務は、受託者にて行うものとする。
- (4) 各種健診について、仕様書に記載のない事項については、本局職員と打ち合わせのうえ指示に従うこと。
- (5) この健診により取得した個人情報等については、その流出等に特に注意すること。
- (6) 健診場所及び期間等の設定については、本局職員と打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。

1 1 委託料の請求について

各種健診の委託料は、事前に配布される該当者名簿の上下水道事業会計別に請求すること。

別 紙 1

〔指定場所〕

- ・ 本局：熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
- ・ 中部浄化センター：熊本市西区蓮台寺5丁目7-2
- ・ 受託者の熊本市内の施設

別 紙 2

[事後指導対象基準]

- 【基本】 ● 判定で要再検、要精検及び要治療が対象
● 健診結果や問診により保健指導が必要と思われる者

【詳細】 事後指導対象項目（基準値については、本局と協議する。）

- 1 検尿
- 2 腎機能 尿素窒素
クレアチニン
e G F R
- 3 尿酸
- 4 血糖 空腹時血糖
ヘモグロビンA1c
- 5 血圧
- 6 中性脂肪
HDL コレステロール
LDL コレステロール
- 7 肝機能 γ -G P T

[腹部超音波検査対象基準]

* 基準値については本局と協議する。

- 1 定期健康診断結果において 肝機能判定で 要再検
尿検査判定で 経過観察、要再検、要精検
- 2 腎・泌尿器疾患、肝疾患治療中の場合は、原則として対象にしない。